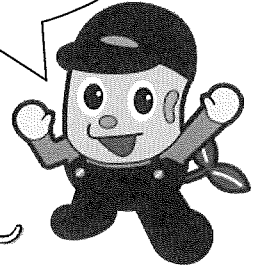


返還不要な給付型  
の奨学金です！



# 奨学資金

～奨学生の募集について～

音更町教育委員会では、高等学校及び国立高等専門学校（3学年まで）に在学中の方を対象に、**返還が不要**な奨学資金の支給を次のとおり行います。

なお、支給願書の申込みについては、学生本人または保護者などから教育委員会へ直接提出していただくことになります。

## ○申込期間及び場所

| 申込期間            | 申込場所                    | 申込時間                          |
|-----------------|-------------------------|-------------------------------|
| 5月8日(月)～6月2日(金) | 音更町教育委員会<br>教育総務課（役場2階） | 午前9時～午後5時<br>(火曜日のみ午前9時～午後7時) |

※支給願書などの用紙については、教育委員会または木野支所にて備えてあります。

## ○応募資格

- 1) 音更町に住所を有する者の子
- 2) 経済的事由により奨学資金の支給がなければ就学困難な者

## ○奨学資金支給期間・支給方法

令和5年4月から令和6年3月までの1年間。指定の口座に7月末・10月末の2回に分けて振り込みます。

- ◆公立高校 月額 6,500円
- ◆私立高校 月額10,000円

※返還の義務はありません。

ただし、音更町外へ転出または退学・休学などの場合は返納が発生します。

○募集人数 110人程度（多数の時は選考による）

## ○提出書類

- 1) 音更町奨学資金支給願書（申込人は学生本人がなります。）
- 2) 奨学生推薦書（学校で発行してもらってください。）
- 3) 誓約書

## ○願書などに添付する書類

### 《収入を証明するもの》

同居の家族で前年（令和4年1月～令和4年12月）中に収入のあった方全員（パート、アルバイト、短期間の仕事も含まれます。）

#### 1) 給与収入の方

給与所得の源泉徴収票または確定申告書の写し（源泉徴収票のない方は事業主から収入証明をもらってください。町で発行する所得証明書ではありませんのでご注意願います。）

#### 2) 事業収入の方

確定申告書の写し

#### 3) 年金収入のあった方

老齢、遺族、障害年金など令和4年中に受け取った年金の額を証明するもの

#### 4) 上記の書類のない方

事情により添付できない方は、その理由と収入状況がわかるように願書の「理由記入欄」に記入してください。

## ○申込手続き

提出書類及び添付書類が揃いましたら、申込期間内に、学校教育部教育総務課（役場2階）へ持参または郵送により提出してください。

## ○その他

不明な点がありましたら、下記にお問い合わせください。

問合せ先 〒080-0198 河東郡音更町元町2番地

学校教育部教育総務課総務係

TEL 0155-42-2111（内線754）